

政治倫理条例改正案について

1 誤字、脱字又は引用の誤り

(1) 第3条第10号

「法令に違反する行為をしないこと。」→「前各号に定めるものほか法令に違反する行為をしないこと。」

(2) 第4条第5項第3号

「補正」→「補正の求め」

(3) 第5条第1項

「前条の規定による」は不要です。

(4) 第5条第2項

「審査の対象」→「審査請求の対象」

(5) 第5条第8項

「前第4項第2号」→「第4項第2号」

(6) 第5条第9項

「前項」→「前項ただし書」

(7) 第8条第1項

「審査会の審査」→「審査会による審査」

(8) 第8条第2項

「付託」→「審査事案の審査の付託」

(9) 第9条第1項及び第2項

「前条第3項」→「前条第4項」

(10) 第11条

「条例による」→「条例による」

(11) 附則第2項及び附則第4項

「条例施行」→「条例の施行」

(12) 附則第6項

本文中の「の一部改正」は不要です。

2 規定の仕方に疑問が生じるもの

(1) 第3条第2号

「その」が指示示す文言を書く必要があります。

(2) 第3条第4号

この号の「職員」と第4条第1項第2号以下の「職員」が同じだとすると、この号で職員を定義する必要があります。

(3) 第3条第6号

「公職にある者としての責任と自覚を持ち」は、第2条で包含されているよ

うに思われます。「公職にある者としての責任と自覚を持ち」を削ってはどうでしょうか。

(4) 第4条第3項

どの時点から数えて「15日以内」か明記することが適當だと思われます。

(5) 第5条第4項 附則第6項

政治倫理審査外部委員は、委託をして行ってもらう職と聞いています。一方で、(政治倫理審査外部委員が)東浦町議会議員政治倫理審査会委員となった場合は、特別職となります。

今回の政治倫理条例改正案では受託者と特別職の職が混在した規定となっているため、整理して改正案を検討する必要があると思われます。この改正案のままだと、委託料と報酬の二重払いとなるおそれがあります。

なお、それぞれの職のすみ分けを対照表で整理すると次のようになると思われます。

	政治倫理審査外部委員	東浦町議会議員政治倫理審査会委員
身分	受託者（議会と委託契約）	特別職
職務	審査請求の受付・助言	審査案件の審査、委員長職務
費用弁償	委託料（月額基本料+審査申出件数による単価契約）	報酬（日額1万円）

(6) 第10条第1項

「第6条第2項各号に掲げる報告」としていますが、第6条第2項各号で列記している事項は、「報告」ではなく、「政治倫理基準に違反する事実の程度に応じて、いずれの措置を講ずるべきかを意見する内容を具体的に示している事項」なので、条例改正案を検討する必要があると思われます。

3 コンプライアンス条例の代替性の確認

(1) 第3条第10号

法令は要綱、内規を含まないと解釈しますがよろしいですか。現在のコンプライアンス条例では要綱や内規違反も対象となりますのでコンプライアンス条例と政治倫理条例でカバーする範囲が異なるおそれがあります。

(2) 第4条第1項

政治倫理審査外部委員は議長が「委嘱」するとなっています。コンプライアンス条例と同様の契約を結ぶなら「委託」や「契約を締結」とすべきだと思われます。

(3) 第4条第5項

現行の政治倫理条例は審査請求を受けたときは、政治倫理審査会を設置するとなっていることから、審査会に諮った上で対象となるかを判断する規定とな

っており、公益目的通報も対象外案件かを決定するに当たっては、コンプライアンス委員会を開催した上で判断していますので同様の取扱いとなっていきます。

しかし、今回の政治倫理条例改正案では第4条第5項第2号に「政治倫理基準に違反しないことが明らかであるとき」は議長は当該審査請求を却下することができるとなっており、コンプライアンス条例の取扱いと異なってきます。

複数の人数での判断から一人の判断によるものとなるため、住民から改悪と捉えられる懸念があります。

(4) 第5条第4項

第4条第1項で政治倫理審査外部委員が外部窓口となっていますが、第5条第4項では東浦町議会議員政治倫理審査会委員にもなることが規定されています。

コンプライアンス条例では、内部組織から独立した外部窓口を設けるため、外部監察員を設置しており、コンプライアンス条例第8条第5項では「外部監察員は、独立して職務を行う。」という規定を敢えて設けているところです。

政治倫理審査外部委員が内部組織である東浦町議会議員政治倫理審査会委員も兼ねるということは、コンプライアンス条例の外部監察員と設置の趣旨が異なっており、外部窓口としての独立性に疑問があります（外部監察員は町から独立した存在ですが、政治倫理審査外部委員は議会の職員（特別職）も兼ねた存在であり、独立した外部窓口でなければ、コミュニティセンターなどで審査請求を受け付けても外部という意味では同じだと思料しますが、外部窓口を設ける趣旨は何でしょうか。）。

(5) 第6条第2項

現行の政治倫理条例では、政治倫理審査会から報告を受けたときは、議長は必要な措置を講じなければならないと規定されており、コンプライアンス条例も通報対象事実があると決定した場合は、当該通報対象事実に係る行為のは正のために必要な措置等を講ずることとなっていますので、共に実効性を担保した規定となっています。

しかし、今回の政治倫理条例改正案では、審査会は違反する事実があったと認めるときはいずれの措置を講ずるべきか意見を述べるものとするとありますが、議長（議会）がどの措置をするのか決定するとありません。

議長（議会）が措置を行うことが規定されていないため、実効性が担保された規定になっていないことからコンプライアンス条例を代替できるのかが懸念されます。

4 最後に

(1) 政治倫理条例が改正された場合に、コンプライアンス条例の対象から議員を

外す改正をしてほしいとの要望にお応えするためには、政治倫理条例のコンプライアンス条例に対する代替性（コンプライアンス条例だとできて政治倫理条例だとできないことはないか）が必要となりますので、今一度確認をお願いします。

- (2) 政治倫理条例に従って行いたいことが、政治倫理条例改正案で表せているか（目的、行為の主体、処理手順等）をフローチャートのようなものを用いて、今一度確認することが望ましいと考えます。
- (3) 上記1から3までで列記した事項も政治倫理条例の運用が明確になったときには、内容が変わってくる可能性があります。

政治倫理条例改正案について（2回目）

1 引用等の誤り

（1）第3条第10号

「前号」→「前各号」

（2）第4条第4項第2号

「当該審査請求」→「審査請求」

（3）第11条第3項

「受け取った日」→「受けた日」

（4）第12条第1項

「第10条第1項」→「第10条」

（5）附則第3項

「審査の請求」→「審査請求」

（6）附則第5項

「この条例の施行後」→「施行日以後」

2 規定の仕方に疑問が生じるもの

（1）第3条第5号

「不当に関与」と修正したのはなぜでしょうか。「正当な関与」として何を想定されているでしょうか。人事権については町長の専権事項になりますので、関与できないものと考えます。よって、この号は従前の案どおり「関与しないこと」のほうがよいかと存じます。なお、議員活動として、人事に関し、一般質問をすることや実状を聞くことは「関与」には当たらないと考えます。

※参考（広辞苑より）

「関与」・・・ある物事に關係すること。かかわること。

（2）第4条第1項

ア 議長の役割と行為が不明確です。

「議長は政治倫理審査員契約を締結しなければならない。なぜなら、政治倫理基準に違反する疑いのある行為を処理するとともに、審査請求者の保護を図るために。」と読み取ることもできます。

「議長は政治倫理基準に違反する疑いのある行為を処理する役割があり、政治倫理審査員契約を締結しなければならない。なぜなら、審査請求者の保護を図るために。」と読み取ることもできます。

イ ここで「審査請求者」という文言を使用するのであれば、「審査請求者」を定義する必要があると思われます。「審査請求」は第5条第1項で定義されていることから、「審査請求者」も当然定義することになると思われます。

(3) 第4条第2項及び第6条第4項第1号

「弁護士の資格を有するもの」としていますが、第6条第4項では「弁護士」と規定しています。違いは何でしょうか。

また、コンプライアンス条例では弁護士ではないが弁護士資格を有する者については「弁護士となる資格を有する者」となっていますので、このような人物を想定しているのであれば、町の条例として表現を統一してはどうでしょうか。

(4) 第4条第4項本文

「政治倫理審査員」を定義する必要があると思われますが、その前段として、この役割を行う者は審査事案や措置の手続き等について、「審査」をする立場にはないものと仮定すると、呼称に「審査」という文言を使うことは適切でしょうか。

(5) 第4条第4項第1号

第5条第1項より先に「審査の請求」が出てきますので、ここで「審査請求」という略称を規定すべきです。

(6) 第4条第4項第2号

「文書等」は第5条第1項の「事案の具体的な内容及び請求の理由を記載した文書並びにこれを証する書類」を指すと思われますので、「事案の具体的な内容及び請求の理由を記載した文書」と「これを証する書類」を区別して考えるのであれば、略称規定として「以下「文書等」という。」を定めたほうがよいと思われます。

また、「審査事案の内容の審査」と「文書等の審査」とありますが、文書等の体裁を審査してから内容を審査するのであれば順序は逆のほうがよいかと思います。

(7) 第4条第5項

「意見を述べることができる」事項を限定したほうが良いと思われます。例えば、「～のために必要な事項について意見を述べることができる」などとすることが考えられます。

(8) 第5条第4項

「議長は、審査請求があったときは、当該審査請求の内容及び文書等を審査し、」とありますが、議長が審査会に付託する前に審査内容を審査することになりますがよいのでしょうか。

(9) 第5条第5項第2号

どのような理由で「応ずることができないとき」を追加したのかわかりませんが、「応ずることができないとき」には、「応じたくても、応じることができない理由がある場合」が含まれる印象があります。そのような場合は、「正当な理由がある場合」として救済するべきではないでしょうか。例えば、「正当な理

由がなくて補正の求めに応じないとき」などとすることが考えられます。

(10) 第6条第8項

「弁護士の任期」を3年としているだけなので、但し書きで「議員の任期」を規定するのは適当ではありません。

(11) 第7条第2項

「講ずるべき措置を決定し、」は委員会が措置を決定するように読めてしまいます。委員会としては講ずるべき措置について意見することまでしかできず、措置を決定するのは議会（議長）になりますので表現を見直した方がよいと思われます。

また、第1号から第4号の措置のうち、第3号は「対象議員が行為の主体」で、その他は「議長（場合によっては対象議員以外の議員）が行為の主体」なので、規定の仕方に違和感があります。現行の政治倫理条例でも、混在していますが、この機会に見直してはどうでしょうか。

(12) 第7条第3項

「委員の3分の2以上の者が出席する」のは、決定の要件ではなくて、審査会の開催の要件（定足数）だと思われます。「定足数」と「審査会の決定」の要件が混在しているように思われます。

(13) 第9条第1項及び第10条

「審査結果の報告」（第9条第1項）と「議長が講ずる措置の決定」（第10条）の関係性が不明確です。

「審査結果の報告」は、①政治倫理基準に違反する事実があった場合も、②事実がなかった場合も、議長に対してされるものだと考えられますので、②の場合でも議会の議決を経て、措置を決定することになります。その後は、措置内容の通知（第11条第1項）等に移行します。

現行の条例では、「審査会から措置に該当するとの報告を受けたときは、①議会の議決を経て必要な措置を講じる義務があり、②審査請求人及び対象議員に通知しなければならない」（現行条例第11条第2項）とされており、②に相当する場合は、その後の手続きに移行しないようになっていると思われます。

(14) 第11条第3項

本条では、「対象議員に講ずる措置を通知して、意見書を提出することができる」とありますが、意見書を提出しただけで、措置は変わることはありません

（対象議員から意見書の提出があった場合に、議会がどうするかが明らかにされていません）。対象議員から意見書を提出してもらうのはなぜでしょうか。

また、第10条で「議会の議決を経て措置を決定する」と規定しており、第12条で「議決されたら速やかに措置をする」と規定しています。

さらには、「対象議員による意見書の提出」（第11条第3項）と「議決されたら速やかに措置をする」（第12条第1項）の順序も曖昧です。

以上のことから、第11条が果たす役割が不明確です。

(15) 第12条第1項

第7条第2項の規定で審査会が「講すべき措置」として意見する内容（第7条第2項各号の措置）と、第10条の規定で議長が「議会の議決を経て、決定した講ずる措置」の内容が同じかどうかわかりませんが、仮に同じ内容だとして、議長が「講ずることができる措置」は、第7条第2項第1号から第4号までの措置のうち「第3号の措置（議場における謝罪文の朗読）以外の措置」になるのではないかでしょうか。

(16) 第13条第1項第1号

「関係者の事情を考慮し」とありますが、関係者とは第7条第5項で「審査事案に関する者」と規定しており範囲が広く、本規定だと解釈が曖昧です。

また、措置を講じたときの公表にもかかわらず、議長が措置をした内容が公表されませんがよろしいでしょうか。

(17) 附則第6項

非常勤特別職の報酬条例を改正するのは、「政治倫理審査会会長」という「職」に対して報酬を支払うことを理由とするものではなく、「議員以外の政治倫理審査会委員」に対して報酬を支払うことを理由としているように思われますので、表現を見直した方がよいと思われます。「政治倫理審査会委員（議員を除く。）」などとすることが考えられます。

3 コンプライアンス条例の代替性の確認

(1) 第3条第10号

法令は要綱、内規を含まないと解釈しますがよろしいですか。現在のコンプライアンス条例では要綱や内規違反も対象となりますのでコンプライアンス条例と政治倫理条例でカバーする範囲が異なるおそれがあります。

(2) 第5条第1項第1号

ア 町民の定義の違いについて

今回の政治倫理条例改正案における「町民」については、住民基本台帳に登録のある者とされています（議会が制定予定の条例施行規程に規定有）。

一方でコンプライアンス条例における「町民」は、①町内に住所を有する者、②町内に事務所又は事業所を有する個人、③町内に通勤し、又は通学する者としています（逐条解説に記載有）。

よって、「町民」の定義が異なり、審査請求と公益目的通報で行うことのできる者が異なります。

イ 住民基本台帳による確認について

コンプライアンス条例では「町民」の定義を広くしたうえで、氏名及び住所を明示して通報したのであれば、公益目的通報の趣旨から明示された事項

は性善説に沿って正しいものとして取り扱っております。

また、通報者が町外の者であっても、信ぴょう性のある証拠を示した場合は、懲戒分限審査委員会等で調査を行うなど何らかの対応を行うことから、住民基本台帳による確認を求めるここまでではありません。

なお、コンプライアンス条例において氏名及び住所を明らかにして通報してもらう意図は、不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他不正な目的で行われること抑制するためであり、一方で、公益目的通報は、通報者の通報の秘密を保護しなければならないものであることから信ぴょう性のある通報は匿名でも可能としているところです。

(3) 第6条第4項

「弁護士」としているだけで、「政治倫理審査員」が「政治倫理審査会委員」を兼ねる可能性を排除できていませんがよいでしょうか。

コンプラ条例・政治倫理条例における通報、審査請求の対象比較

氏名あり

町内に住む 所有する 者	選挙権行使する 業者個人	運動・通字 する者
--------------------	-----------------	--------------

コンプラ条例 対象
政治倫理条例 対象
↓

対象
対象外
対象
↓
匿名として対象？

匿名

町内に住む 所有する 者	選挙権行使する 業者個人	運動・通字 する者
--------------------	-----------------	--------------

対象
対象外
対象
↓
匿名として対象？

町内に住む 所有する 者	選挙権行使する 業者個人	運動・通字 する者
--------------------	-----------------	--------------

対象
対象外
対象
↓
コンプラと異なる

コンプラ・政治倫理条例とともに
全て対象（誰であっても）

コンプラ・政治倫理条例とともに
全て対象外（誰であっても）

4 東秘第 4826 号
令和 5 年 3 月 20 日

東浦町議会議長 山下 享司 様

東浦町長 神 谷 明 彦

政治倫理条例改正案について（3回目）

このことについて、貴議会において東浦町議会議員の政治倫理に関する条例（以下「政治倫理条例」）の全部改正を行うことに伴い、町長部局において東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（以下「コンプライアンス条例」という。）の一部改正を行い、条例の対象から議員を除くよう要望をいただいた件について、協議をさせていただいていたところです。

当該協議において、本町がコンプライアンス条例の対象から議員を除く改正を行うに当たっては、町民への説明責任の観点から、政治倫理条例がコンプライアンス条例を代替し得ることが必要であると申し上げてまいりました。

しかしながら、次の 2 点から全部改正後の政治倫理条例がコンプライアンス条例を代替し得ないと判断し、本町においてコンプライアンス条例から議員を除く改正は行わないこととしましたことを報告します。

1 令和 5 年 3 月 8 日の協議において、審査請求ができる者である「町民」の定義がコンプライアンス条例の町民の定義と異なる点を指摘させていただき、代替性について疑義が生じる旨をお伝えしたところです。

しかし、令和 5 年 3 月 17 日に示された政治倫理条例の全部改正案では、審査請求できる者を審査請求時点において本町の選挙人名簿に登録されている者に限るように修正され、従前の全部改正案の「町民」よりもさらに審査請求できる者が限定され、かつ、従前の全部改正案では匿名通報が可能であったにも関わらず、今回の全部改正案では審査請求できる者から外れています。

コンプライアンス条例の公益目的通報できる者としての「町民」は、①町内に住所を有する者、②町内に事務所又は事業所を有する個人、③町内に通勤し、又は通学する者としています。また、通報対象事実があると信ずるに足りる相当な証拠を示したときは匿名での通報を可能としているところであり、これは、令和 4 年 6 月 1 日に消費者庁が示した「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（内部の職員等の通報）」の「地方公共団体は、通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るとともに、通報対象事実の実行性を確保するため、匿名による通報についても、実名による通報と同様の取扱いを行う。」の記述にも合致するものです。

のことから、公益目的通報の対象者と審査請求の対象者が大きく異なり、公益目的通報なら行うことができていた者が審査請求だと行えなくなる場合があること及び匿名での審査請求ができないことにより、審査請求者の保護ができないおそれがあることから、代替性が確保できていないと考えます。

2 第5条第1項本文中に「文書等により審査請求することができる。」とあり、この「文書等」は第4条第4項第2号に「審査事案の請求理由を記載した文書及びこれを証する資料」と定義されています。

当該条文に基づくと、審査請求をする場合は、請求理由文書と証拠資料が必要となります。

しかし、ハラスメント行為や口頭による関与の場合など、政治倫理基準に違反する全ての行為に対し、被害者や第三者が証拠資料を揃えるのは不可能であると思われます。

コンプライアンス条例では氏名及び住所を明らかにすれば、形式的には有効な公益目的通報として取り扱っており、証拠資料は求めておりません。コンプライアンス条例が証拠資料を求めるのは、匿名通報の場合のみであり、その意図は、不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他不正な目的で行われることを抑制するため、氏名及び住所の記載を求める一方で、通報者の通報の秘密を保護しなければならないものであることから信ぴょう性のある通報は匿名でも可能とするためです。

のことから、公益目的通報と比較して審査請求の方が行うことが難しく、また、上記のとおり証拠資料を揃えることが不可能な場合もあることから、公益目的通報なら対象となつたはずの者が審査請求では対象とならない場合があり、代替性が確保できていないと考えます。

最後に、政治倫理条例の全部改正に伴い、その執行に必要な予算措置を求められていますが、上記の観点から政治倫理条例が真に町民に資するものか町として疑義があることから、政治倫理条例全部改正案の議会での審議を踏まえさせていただき、政治倫理条例全部改正案が可決及び公布された後に、予算措置を行うことを考えております。